



目標値に到達せずに運用期間が満了し、
積立金額が基本保険金額(一時払保険料相当額)を下回った…
「一括受取」と「年金受取」だと、受取金額はどう違うの？

※当資料は運用期間満了時の受取方法の概要を説明しています。
商品内容の詳細等につきましては、ご契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」等をご覧ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

ご契約内容・各種手続きに関するお問合せは

 0120-155-730

受付時間:月～金／9:00～17:00
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。)

一括受取

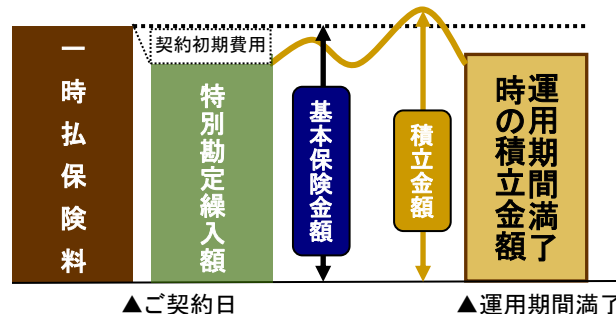
基本保険金額の
90%を最低保証

- ◆年金受取に代えて一括受取を希望される場合は、**「運用期間満了時の積立金額」**または**「基本保険金額の90%」**のいずれか高い金額となります。



これってどういうこと？

【イメージ図】



当図はイメージ図であり、積立金の一部引出等があった場合を想定しておりません。また、将来の積立金額や死亡保険金額等を保証するものではありません。

年金受取(確定年金)

15年間の年金受取総額で基本保険金額の
100%を最低保証(15年確定年金のみ)

- ◆年金受取総額で基本保険金額の100%を最低保証します。
- ◆年金受取期間は**15年のみ**となります。
毎年の年金額は基本保険金額を15等分した額を最低保証します。
- ◆ご契約時において年金額は確定していません。
将来お受け取りになる年金額は、年金受取開始日の前日の積立金額および年金受取開始日の予定利率等に基づいて、東京海上日動あんしん生命（以下「当社」といいます）が計算した金額となります。
- ◆年金受取期間中に年金受取人がお亡くなりになった場合、後継年金受取人が年金受取人の保険契約上の権利義務を引継ぎます。

15年の途中で
一括受取できるの？



ご質問におこたえます

詳しくは裏面をご覧ください

ご契約者にご負担いただく諸費用のうち主なものは以下のとおりです。

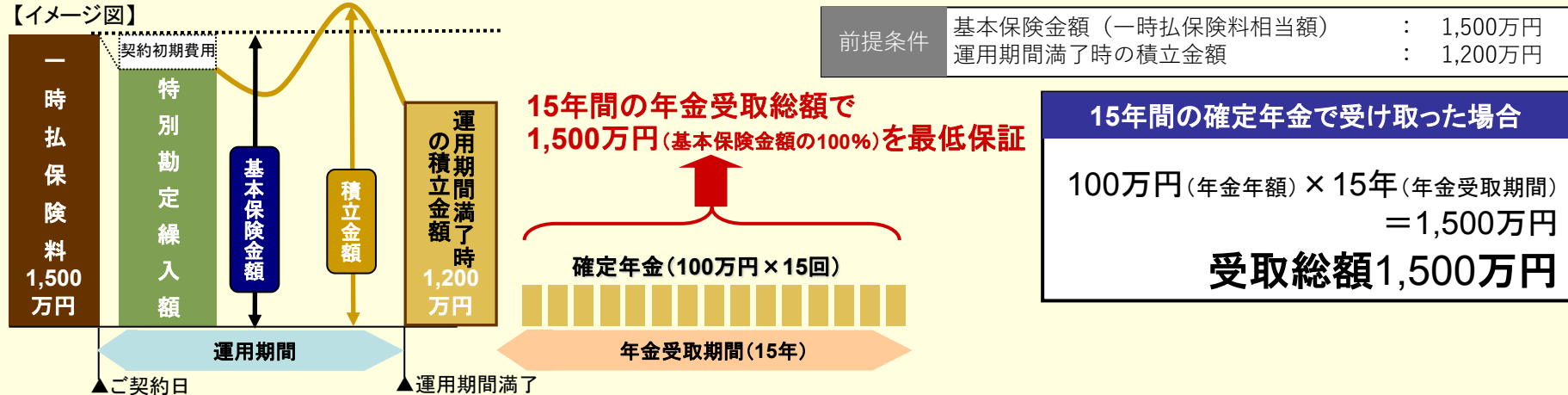
契約初期費用	新契約成立等のために必要な費用です。
保険関係費用	契約の維持管理等に必要な費用です。
資産運用関係費用	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に係る費用です。
積立金移転費用	1保険年度に12回を超える積立金の移転の際に必要な費用です。

※ご負担いただく諸費用の種類やその料率は、商品によって異なりますので、詳しくは商品ごとの「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。
※諸費用の合計額は左記を足し合わせた金額となります。

当商品の特別勘定は、主な投資対象となる投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額・解約払戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

●年金受取の場合、15年間の年金受取総額で基本保険金額の100%を最低保証します（15年確定年金のみ）。

【イメージ図】



●15年（年金受取期間）の途中で一括受取することもできます。

<上記前提条件で年金受取開始後、一括受取した場合>

※千円単位を切り捨て、万円単位で表示

5回目まで年金受取後、6～15回目を一括受取（6回目の年金支払日前日に当社が必要書類を不備なく受け付けた場合）



1～5回目の支払日の受取額 100万円 × 5回 = 500万円
一括受取額 約902万円（※1）
受取総額 約1,402万円

10回目まで年金受取後、11～15回目を一括受取（11回目の年金支払日前日に当社が必要書類を不備なく受け付けた場合）



1～10回目の支払日の受取額 100万円 × 10回 = 1,000万円
一括受取額 約452万円（※1）
受取総額 約1,452万円

※1 毎年の年金受取に代えて、年金受取期間中に残りの期間の年金を一括で受け取る場合は、「運用期間満了時の積立金額」または「基本保険金額の90%」のいずれか高い金額を年金原資として計算した年金額の残存年金受取期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただけます。

⚠ お受け取りになられた年金総額と一括受取額の合計額が基本保険金額を下回ることがありますのでご注意ください。

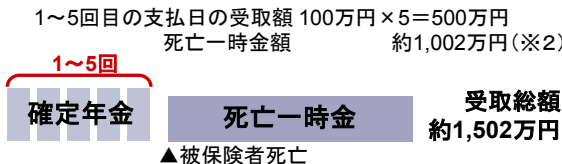
※2 年金支払開始後に被保険者が最終の年金支払日までに死亡した場合、残存年金受取期間の未払年金の現価に相当する金額を死亡一時金として年金受取人にお支払いします。また、年金受取人が引続き年金を受け取ることも可能です。

⚠ お受け取りになられた年金総額と死亡一時金額の合計額が基本保険金額を下回ることがありますのでご注意ください。

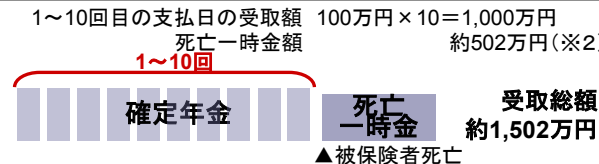
【参考】 <上記前提条件で年金受取開始後、被保険者が死亡した場合>

※千円単位を切り捨て、万円単位で表示

5回目の支払いまで年金で受け取り、6回目の年金支払日前日に被保険者が死亡した場合



10回目の支払いまで年金で受け取り、11回目の年金支払日前日に被保険者が死亡した場合



例示している年金額等は、2017年1月時点の予定利率等に基づき算出したものです。実際の年金額等は支払開始時点の予定利率等により新たに計算されますので、経済情勢の変化等により、予定利率等が変更された場合には、例示している年金額等を大きく下回る可能性があります。また、税金は考慮しておりません。